

多摩東部地域産業保健センターのご紹介

平成9年4月から開設された多摩東部地域産業保健センターは今年で15年を迎えました。当センターの事業は、労働者50人未満の事業場の事業主及び労働者の方に次の産業保健サービスを行っております。

これらのサービスは国からの委託を受けて実施しています。ご利用に際しての費用はかかりません。原則無料でご利用いただけますので、ぜひ地域産業保健センターをご利用ください。（同一の労働者の方が年2回目以降利用する場合は有料になります。）

1. 健康診断後の対応

- ① 事業場で実施している定期健康診断にて、異常の所見があった労働者に対する医師の意見聴取
- ② 脳・心疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導
- ③ メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

2. 長時間労働者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及び、医師の面接を希望する労働者に対する指導

たとえば・・・

☆健康診断結果（所見）への対応は？

☆特に脳・心臓疾患の（血中・血圧・血糖・尿中・心電図）に異常が見られた方

☆メンタルヘルスの不調・不安を感じている方

☆長時間（時間外）労働による疲労の蓄積を感じている方

事業主として、また、従業員として、どうしてもよいかわからないなど、お気軽にお問い合わせください。

また、毎月第1木曜日の13:30～15:00三鷹産業プラザにおいて「働く人の心と体の健康相談窓口」を開設しています。相談者の方にゆっくり相談していただけるように予約制となっております。

三鷹労働基準監督署管内の96%が事業場規模50人未満の小規模事業場であり、当センターの対象であるにもかかわらず、未だその認知度が低いためか当センターをご利用いただけていないのが現状です。

しかし今後は事業場と地域をつなぐ健康サービスの必要性がますます高まると思いますので、広報啓発活動に力を入れて皆様にもっと身近にセンターを利用いただけるようにお知らせしていきたいと思っております。

私たちは、誰もが安全に安心して働けるため健康面でのお手伝いができるセンターを目指していきたいと思っております。今後ともよろしくお願ひします。



多摩東部地域産業保健センター

181-0014東京都三鷹市野崎1-7-23
三鷹市医師会館内

電話番号:0422-47-2155

FAX 番号:0422-48-0982

電子メール: sanpo@mitaka.tokyo.med.or.jp